	作	20	03	現17	114	
委員 会員	条 法 4	法144の2 運規11の2 法49 今50,59の4, 59の5の4 特例法3 特例令1 姓161 台119,121 法37 今26	法49 令53,59の4,59の504 特例法3 69の5の4 特例法3 特例令1 法144の2 運規11の3 令22	法39,41,48の2 事規17 法38,48の2 今27, 49の7事規14 法37,今24,25, 49の7 事規12 法61 令67,68 事規24 法40,41の2,48の2 事規16 事規16 法62 事規25 法175 運規46	サ.118 法163 今112,113,114 第115,124 令116,117,120 令31 法130,131 今108	見
挙管理	E	法144の2 3 法49 今50, 59の5の4 2 特例令1 法161 法161 会119, 121 法37 令26	法49 今5: 59の5の4 特例令1 法144の2 令22	法39,41,48 <i>0</i> 2 法38,48 <i>0</i> 2 令 49 <i>0</i> 7事規14 法37,今24,25, 49 <i>0</i> 7 事規12 法61 令67,68 法40,41 <i>0</i> 2,4 事規16 事規16 法62 事規25 法75 運規46		法62 令69 法175 法175 令92 事規33 令92
香川県選挙管理委	執行者	中	中町	中 	期 画	
香川県知事選挙 執行日程表	市町委員会等の行う事務	ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告 (予め) 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。) の投票用紙及び投票用封筒の請求受付 個人演説会会場の指定及びその旨県委員会に報告 個人演説会の施設の整備の程度その他使用に関する定めの公表及び 候補者が納付すべき費用の額の公表 (市町委員会の承認) 指定投票区を指定と及び指定関係投票区を定めたとき、並びに指定 投票区の指定を取り消し又は指定関係投票区を変更したときは、その 告示及び県委員会へ通知 期日前投票事務従事者の任命、事務の分担取扱手続の決定及び関係 法令等の周知	不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。) の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始 ポスター掲示場の設置完了期限 選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数を県委員会に報告	1 期日前投票所の告示及び告示した旨の投票管理者への通知 期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者へ の通知期限 投票管理者及び同職務代理者の選任告示 (予め同意) 1 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 (予め同意) 5 投票所 (共通投票所)及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、又 は繰り下げる旨の告示及び投票管理者への通知(予め)(県委員会に届 出(投票所及び共通投票所のみ)) 5 開票立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示 (予め) 6 開票立会人のくしを行うべき場所及び日時の告示 (予め)	個人演説会の施政の使用了た変の文年(取利のものをおい権能のしと。) 個人演説会(公営施設使用)開催申出受付開始(開催不能の場合通知) 個人演説会の施設の管理者に対する開催申出があった旨の通知(その都度) 個人演説会の開催の可否に関する管理者の通知(その都度) 投票所入場券の交付(告示日以後できるだけ速やかに) 選挙事務所設置(異勤)届出受付開始	開票立会人届出受付開始 投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行 期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲示様式の受領 立候補(異動)、届出却下、同辞退(送91I、法103IV該当を含む。) 立候補(異動)、届出却下、同辞退(送91I、法103IV該当を含む。) 又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知 候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知
些		H 2	2 1 2	10 0 40 0 to	9 9 11 11 12 113 113 113 113	14 115 116 117 118
季川	関係法令	運規11の3 規程2 規程13 法22 令14 法161	法22 令22 通知	法33 法75 令80,81 法45 規則5 規則5,8,10,10の5, 10の5の4 法76,62 事規30,25 法77,78 法144の2	規程14 法169 運規41 法194, 196 今127 法197の2 今129 法8604 令89 法8604 法13章 法76,62 令82,69	事規30, 25 法130, 131 今108 運規2の2 法180, 182, 183 運規50の7 株197の2 今129 規程6, 6 規程14 法1868, 運規10章
8日執行	執行者	県 後	课 選 票 麥 麥 賣 夢 香 宴 喜 章 喜 宴 贵 县 县	県 寒 素 を は に に と を を に に に に に に に に に に に に に	選 県選==当 委員 当 長 長 長 長 長 長 男	·
令和4年8月28日執行	県委員会・選挙長等の行う事務	ポスター掲示場の区画数の指示 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の告示 政見放送の日時の決定(放送局から通知のあった場合) 立候補予定者等に対する説明会の開催 選挙人名簿の選挙時登録の基準日の告示 個人演説会会場の指定の告示	選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領立候補届出受付準備	選挙期日の告示 選挙長及び同職務代理者の選任告示 (予め同意) 投票用紙の様式の告示 投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒、特定国 外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押 すべき印の告示 選挙会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示 (予め) 選挙会の場所及び日時の告示 (予め) 選挙会の事務を取り扱う場所の告示 ボスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の ホーニー		
	選挙 期日 前後	告示 前の 適 当 な 日1 2 6 4 5 9	(前) 19 18 2	17	9 10 11 11 12 13 14 15 15 16	18 19 20 20 22 22 22
	題 田 暦 演		9 01		K	
	Ħ				ω	

月日曜	選期前挙日後	举 日 県委員会・選挙長等の行う事務 後	執行者 関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者 関	条
= +	71 和 ド	 23 選挙公報掲載文訂正の連絡 24 選挙運動用ビラ証紙交付開始 25 選挙公営(経費)関係届出受付及び確認書交付開始 26 政治団体確認申請書受付開始(確認書の交付) 27 政談演説会開催届出受付開始(証紙交付) 28 政治活動用ポスター証紙交付開始 29 政治活動用ビラの届出受付開始 30 機関紙(誌)の届出受付開始 31 候補者及び市町委員会に通知 31 候補者及び市町委員会に通知 32 財 日前投票所及水本表投票等組表のさと当該市町未昌会委員長 33 世 日前公司の下水本本投票等組表のさと当該市町未昌会委員長 	 県委員会申請注意事項 第142 運規3章の2 第242 運規3章の2 第242 運規3章の2 第20109 今12904 運規11章の2 第20109 512904 第20109 512905 第20109 512905 第20109 612905 第201011 第201011 第201011 第20109 第20109 第201015 第21105 第214402 運規1105 	 19 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知 20 ボスター掲示場にポスター掲示開始 21 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止 22 選挙に対する関心を高める運動展開 	住所地市区 令92 町村委員会 町村委員会 (森 補 者 法144の2 市町委員会 法28の2, 推進協議会 法6	今92 法144の2 法28の2, 28の3 法6
	Ш	の着目的ながの人で、「中国大学自己に対している。」の第1年17年の大学の の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等掲示様式を 市町委員会へ送信 33 立候補(異動)、届出却下、同辞退(法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含 む。)、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補 者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知 34 選挙に対する関心を高める運動展開	選 挙 長 法86の4 令92 事規33 推進協議会 法6 県 委 員 会			
ω		1 選挙公報掲載文申請期限 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行 3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市 区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼	県委員会 法168	期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等の掲示開始期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限(期目前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに)	市町委員会 法175 // 令28,49の7 ************************************	706.
12 金	16			↑任者投票(郵便等による↑任者投票及び特別郵便等投票を除く。)○投票用紙及び投票用封筒等の交付開始(郵便等による発送を除く。)ばこれば、 □ → は、 □		送49 令50~54, 59の5の4 規則8の2~10, 10の4, 110の5, 10の5の3,
				4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 ったときの選任及び通知 5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認 (新たな投票 箱を使用する場合はその都度) 6 期日前投票・不在者投票開始 7 期日前投票における投票録の作成 (各日)	理	法38,48の2 事規14 令34,49の7 法48の2,49 令55~58,59の5, 59の5の4,59の6
13 #	15	1 選挙公報印刷開始・終了	県委員 会	投票箱を閉鎖する場合の清査(かきの封印)個人演説会(公営施設使用)開始	// A4907,43 候補者法161,163 市町委員会令112~125	令49の7,43 法161,163~164の2 令112~125
4 1 1 1	41 14	1 選挙公報を市町委員会へ送付	県委員会	1 選挙公報の受領 2 選挙公報を各世帯に配布開始 (選挙の期日前2日までに完了)	法170	運規44
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1						
19 分 十 分						

月日曜月	巻 田 選 選 選 選 彩	県委員会・選挙長等の行う事務	教行者	関係许	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
21 日	7						
	9				1 1		
71, 00	U				1 投票所(共通投票所)の告示期限、告示した旨の投票管理者への通 か	市町委員会	法39,41,41の2 事相17
3	n				ル 2 開票の場所及び日時の告示 (予め)	11	
24 水	4				郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票における投票用紙及び 投票用封筒の請求期限	市町委員会 委 員 長	法49 令59の4 特例法3 特例令1
			選挙長	法86の4	(くじを行うこととなった場合は、その旨通	市町委員会	
		選挙会の選挙立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、 オの写画的)	#	法76,62 令82,69	知) り 間面か会 / の居里の本でを考売 3 / に 達した ジンチの 強任 及び通知		社長9 車相95
-	က	この目 man が がまな の 国本の 国土の あった 者が 3 人に 達しないときの選び エニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	"	法76,62 事規30,25	2 西米二式入り出口ののフィール・ウストル・ウェッタ・トランダロスク・ロイン 女・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係、メル・エード・エード	: =	15.02 + M.C.O
K		任及び通知 強※会の選※立会 / が完まった / きの木 / への通知	"	車相30	法令等の周知 4 投画な会人を選件した場合の本人及び必要管理者への通知期間	=	沖38 今97 車相14
	יט	は十分では十二十分では、このようには、これで、これで、これでは、この事務に事者の選任期限	県委員会		1 大米・コントの経行の1917・インスの開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発します。 株式 日本 アン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ	#	7 5 5 7 4 7 4 7 6 5 7 4 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6
					丰田		(<u>F</u> 43
	Н	選挙会の選挙立会人のくじ執行(10人を超えるとき、同一政党3人以下のとま) - 宋キった場合の本人への通知	選 操	法76 事規30	1 開票立会人のくじ執行(10人を超えるとき、同一政党3人以上のとま) - 宋キった場合の本人及び問題等組者への通知	市町委員会	法62 令70の2 事規25
26 金	2 2	准、	放送局	規程12	補充	11	法175
					じ執行 3 選挙公勢の配布期限	=	決170
	П	選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領	県委員会	通知		市町委員会	_
+ 20	- 7	選挙事務所設置状況調査	"		2 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3 選※書数示記器中心調本	==	通知
	-	(口 % 由 事 既 米 撰)				投票管理者	法55,48の2
)	1	<u> </u>	県委員会	法41の2, 132, 134	投票所 (共通投票所) を設けた場所の入口から300メートル内の区	市町委員会	法41の2, 132, 134
		た選挙事務所の閉鎖命令		ļ.	承		
	数22	投票状況結果速報の受理及び発表 投票点検結果速報の受理及び発表	" "	通知	2 投票内内(共通投票内内)に候補者の比名等を掲示3 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任	# 投票管理者	法41の2,175 連規11草 法38 事規14
		候補者の被選挙権調査完了	選 紫 窟	事規32	及		
					4 選挙人名簿又はての抄本の技崇官牲者への达行期政(技崇庁を開く) 時刻までに)	=	元28, 480.73
					また、指定投票区を指定した場合は、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選業人名鑑叉はその抄本の指定投票区の投票管		
					理者への送付期限		
					5 投票箱に何も入っていないことの確認 6 投画開始	= =	今34 注40
28 日	脈				アイされる 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。) 不在者投票部用書及が同調書を投票及び特例郵便等投票を含む。)	市町委員会 春 昌 長	
					指定投票区	(
					の投票省理者) に歩数元 f 8 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致		法54,55
					9 投票状況を県委員会に速報	校票払票人 市町委員会	通知
					10 期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 11 関亜所の設備その44の準備	= =	法48の2,55 令49の10 注63
	ш				F	麗	
					及び通知 13 開票開始 14 投票占給結果を市町委員会に凍報	= =	法65
				7			

⟨ F	東 27												
郑	通知 法66,70 令74 事規27 令75,76	令74 事規27									03		
関係	6 07 6 76	令74									法28の2,28の3		
<u> </u>		、 99栞											
行者	市町委員会 開票管理者 "	開票管理者									市町委員会		
棒	'	麗									市門		
市町委員会等の行う事務	15 投票点検結果を県委員会に速報 16 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長に報告 17 選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資材を市 町委員会に送付	1 投票点検結果報告									1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始		
⟨ ₽		73	25										
洪		事規2	事規30,25										
関係		法66 令74 事規27 法77	法76,62 🛚	法80,83	令85	法101の3		法101の3	法105	法108		法189	令93
≁		長法法	至	洪	⟨F	洪	√¼ -mm′	洪	洪	沃			具
執行		瀬	藩 秦	11	"	11	県委員	11	"	"		出納責任者	素 麗
県委員会・選挙長等の行う事務		投票点檢結果報告檢収 選挙会の準備	選挙会の選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなった アキの選仟及び涌知	選挙会の開催及び選挙録の作成	選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付	当選人の住所、氏名等を県委員会に報告	県選挙管理委員会の開催	当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示	当選証書の付与	総務大臣に当選証書付与の報告		選挙運動に関する収支報告書の提出期限	供託物返還手続開始
举口 後	- Val Val	ž) 1 2	1	2	က	4	ro	9	7	_∞		5 1	7 1
選挙 曜 期日 前後	<u>田</u>	月 (後 1				₹ 2					9 T	月 15	水 17
H H	28	29	8			30					က	9 12	14